

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第93期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	C K D株式会社 （注）平成24年7月1日付で商号の登記上の表記を「シーケーディ株式会社」から「C K D株式会社」に変更いたしました。
【英訳名】	C K D Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶本 一典
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市応時二丁目250番地
【電話番号】	（0568）77 - 1111 大代表
【事務連絡者氏名】	経理部長 舟橋 典孝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目31番1号（文化放送メディアプラス） C K D株式会社東京支店
【電話番号】	（03）5402 - 3620 代表
【事務連絡者氏名】	執行役員営業本部副本部長兼東京支店長 山内 吉一
【縦覧に供する場所】	C K D株式会社東京支店 （東京都港区浜松町一丁目31番1号（文化放送メディアプラス）） C K D株式会社大阪支店 （大阪市西区土佐堀一丁目3番20号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第1四半期 連結累計期間	第93期 第1四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	17,477	16,396	72,804
経常利益 (百万円)	1,269	1,030	6,213
四半期(当期)純利益 (百万円)	834	716	3,741
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	946	739	3,551
純資産額 (百万円)	45,818	48,757	48,322
総資産額 (百万円)	71,093	70,788	70,079
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	13.15	11.30	58.96
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	64.4	68.9	69.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は、締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、震災後の復興関連需要や政府による内需拡大への政策で、緩やかながら持ち直す動きがありました。しかし、外需による成長寄与効果が限定的で、十分な自立回復まで至らず、欧州債務問題や長引く円高、電力供給問題など、依然として先行きが不透明な状態で推移いたしました。

こうした中、国内の設備投資は、政府による復興政策や特定の好調業種を除き、厳しい環境となりました。海外の設備投資も、タイ洪水被害からの復興投資はありましたが、全般的には欧州経済の低迷が、好調を続けてきた中国やインドなど新興国経済にも影響し減速感が出ております。

このような状況のもとで、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高16,396百万円（前年同四半期比6.2%減）、損益面では、営業利益883百万円（前年同四半期比16.6%減）、経常利益1,030百万円（前年同四半期比18.9%減）、四半期純利益716百万円（前年同四半期比14.1%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

自動機械部門

薬品業界は、政府によるジェネリック薬品普及促進と医療用医薬品安全対応が一段と進む中、活発に設備投資が行われており、薬品包装機械の売上は堅調に推移いたしました。はんだ印刷検査機も、中国を筆頭とする海外市場の電子工業・車載部品向け売上が堅調に推移しております。一方、産業機械では、見込んでいた海外の設備計画が遅延した影響により、二次電池製造装置の売上は減少いたしました。その結果、売上高は2,352百万円（前年同四半期比3.2%減）、営業利益は164百万円（前年同四半期は94百万円の損失）となりました。

機器部門

国内市場では、工作機向けや自動車・自動車部品向けの売上は堅調に増加いたしました。しかし、液晶や太陽電池など電子工業向け売上が減少、半導体業界向け売上も設備投資遅延の影響を受けております。海外市場では、アセアン地域の売上は増加いたしました。しかし、経済減速の影響を受け、東アジア地域の売上は減少しております。その結果、売上高は14,044百万円（前年同四半期比6.7%減）、営業利益は1,346百万円（前年同四半期比22.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(株式会社の支配に関する基本方針について)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為(下記において定義されます。)に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品包装機械は国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池製造システムや電子基板の三次元はんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備や業務手順の文書化を進めるなど内部統制システムを充実させております。

基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第87期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。)を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入し、平成22年6月24日開催の第90期定時株主総会の承認に基づき、本方針を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成22年6月24日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は以下のとおりであります。

[本方針の概要]

・ 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が 事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後はじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、外部者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合は、速やかにその旨を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までには当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内（ただし、原則として30日間を上限とします。）で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は例外的に、企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。

本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記のとおり原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなるため、当社取締役会は本方針が上記の基本方針に沿うものであると考えます。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に対して提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会立案による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が必要な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、602百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,000,000
計	233,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,429,349	69,429,349	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数100株
計	69,429,349	69,429,349		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		69,429,349		11,016		11,797

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,975,500		単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 11,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,406,200	634,062	同上
単元未満株式	普通株式 36,649		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	69,429,349		
総株主の議決権		634,062	

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) シーケーディ株式会社	愛知県小牧市応時二丁目 250番地	5,975,500		5,975,500	8.61
(相互保有株式) 株式会社パポット技研	愛知県丹羽郡大口町伝右 二丁目67番地	11,000		11,000	0.02
計		5,986,500		5,986,500	8.62

(注) 1. 上記のほか、連結財務諸表において自己株式として表示している当社株式が、832,500株あります。これは「従業員持株会連携型E S O P」の導入により、平成23年2月21日付で株式会社三井住友銀行「C K D持株会信託口」へ譲渡した自己株式1,287,000株のうち、平成24年3月31日現在、当該信託が所有している当社株式であります。

2. 平成24年7月1日付で当社商号を「シーケーディ株式会社」から「C K D株式会社」に変更しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,059	8,037
受取手形及び売掛金	2 18,466	2 17,811
営業未収入金	3,538	3,208
商品及び製品	3,816	3,967
仕掛品	1,815	2,099
原材料及び貯蔵品	11,217	10,812
その他	2,052	2,095
貸倒引当金	103	96
流動資産合計	46,863	47,935
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,668	7,569
その他(純額)	10,308	10,388
有形固定資産合計	17,977	17,958
無形固定資産	818	804
投資その他の資産	1 4,420	1 4,090
固定資産合計	23,216	22,853
資産合計	70,079	70,788
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,335	9,116
短期借入金	2,723	2,825
未払法人税等	859	111
賞与引当金	55	807
その他の引当金	515	432
その他	5,366	5,740
流動負債合計	18,855	19,034
固定負債		
長期借入金	1,317	1,462
引当金	99	108
その他	1,484	1,425
固定負債合計	2,901	2,996
負債合計	21,757	22,031
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,016	11,016
資本剰余金	12,735	12,735
利益剰余金	29,520	29,856
自己株式	4,710	4,634
株主資本合計	48,560	48,973
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	498	241
為替換算調整勘定	736	457
その他の包括利益累計額合計	238	215
純資産合計	48,322	48,757
負債純資産合計	70,079	70,788

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	17,477	16,396
売上原価	12,878	11,984
売上総利益	4,598	4,411
販売費及び一般管理費	3,538	3,527
営業利益	1,059	883
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	53	49
為替差益	71	78
その他	142	69
営業外収益合計	269	200
営業外費用		
支払利息	19	16
売上割引	25	23
その他	14	13
営業外費用合計	59	53
経常利益	1,269	1,030
特別利益		
固定資産売却益	27	0
その他	2	-
特別利益合計	30	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	9	1
特別損失合計	9	1
税金等調整前四半期純利益	1,290	1,029
法人税、住民税及び事業税	63	51
法人税等調整額	391	260
法人税等合計	455	312
少数株主損益調整前四半期純利益	834	716
四半期純利益	834	716

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	834	716
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	257
為替換算調整勘定	116	279
その他の包括利益合計	111	22
四半期包括利益	946	739
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	946	739
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
投資その他の資産	106百万円	33百万円

2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当第1四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	537百万円	485百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	621百万円	618百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	507	8	平成23年3月31日	平成23年6月6日	利益剰余金

(注)平成23年5月12日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金100万円を含めております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	380	6	平成24年3月31日	平成24年6月4日	利益剰余金

(注)平成24年5月10日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金400万円を含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	自動機械部門	機器部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,429	15,047	17,477		17,477
セグメント間の 内部売上高又は振替高	0	45	45	45	
計	2,429	15,093	17,523	45	17,477
セグメント利益又は損失()	94	1,732	1,638	578	1,059

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 578百万円には、セグメント間取引消去 8百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 587百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用及び長期的な基礎的研究費用並びにC K Dグローバルサービス株式会社に係る費用であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	自動機械部門	機器部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,352	14,044	16,396		16,396
セグメント間の 内部売上高又は振替高		48	48	48	
計	2,352	14,092	16,445	48	16,396
セグメント利益	164	1,346	1,510	626	883

(注)1.セグメント利益の調整額 626百万円には、セグメント間取引消去 8百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 635百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用及び長期的な基礎的研究費用並びにC K Dグローバルサービス株式会社に係る費用であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	13円15銭	11円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	834	716
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	834	716
普通株式の期中平均株式数(千株)	63,454	63,453

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、C K D持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年5月10日開催の取締役会において、前期末配当に関し、次のとおり決議しました。

配当金の総額.....380百万円

1株当たりの金額.....6円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年6月4日

(注)平成24年3月31日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月7日

C K D株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているC K D株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C K D株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。